

金額抜き

令和 4 年度 一 般 会 計 歳 出 第 2 款 9 項 2 目 12 節(1) 統一地方選挙費

受付
番号

種 目 番 号

連絡先

委託担当

たんとうしゃめい
担当者名

おおしま かずえ
大島 一恵

選管事務局選挙課

電 話

671 - 3335

設 計 書

1 委 託 名 公営ポスター掲示板の作製業務委託

2 履 行 場 所 横浜市高齢者保養研修施設 ふれーゆ ほか17か所

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和5年3月31日 まで

又は期限 期限 まで ※詳細は別途仕様書のとおり

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 統一地方選挙に係る公営ポスター掲示板を作製して指定する場所に搬入する。

8 部分払

する (回以内)

しない

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥ ()

内 訳 業 務 価 格

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

公営ポスター掲示板の作製業務委託仕様書

本業務は、令和5年執行統一地方選挙における公営ポスター掲示板を作製して、指定する場所へ搬入する業務である。

1 ポスター掲示板の作製

- (1) ポスター掲示板の材質は、グリーン購入法の基準に合致していること。また、金属を除く主要材料が、再生紙（STボード）であること。板紙へリサイクル可能であること。なお、入札時まで、製造会社の発行する供給証明書を必ず提示すること。
 - (2) 糊付けによるポスターが掲出期間中の雨天や強風においても、はがれ落ちない表面加工処理を施し、画鋏止めもできるようにすること。
 - (3) 雨水等の浸透や、日照により掲示板がひび割れや変形しないこと。また、色落ち等しないよう必ずUV印刷すること。なお、印刷について、インク製造会社の出荷証明書の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
 - (4) 総重量は各区画数において別紙1に示す重量であること。
 - (5) 厚みは、3.5mmとする。
 - (6) 大きさ等は、別紙1のとおりとする。
ただし、区画数は候補者の人数により変更する場合もあるので注意すること。
なお、候補者については告示日に決定する。（変更がある場合は委託契約約款第15条に基づき変更し、変更内容については決定し次第指示する。）
 - (7) 裏面角材補強は、別紙1のとおりとし、角材の太さは4.0cm×3.0cmとする。
また、落下の原因となるため角材と板に浮きが無いよう、十分に釘打ち等を行い、確実に固定すること。
万が一納品された板に浮き等があった場合、すみやかに修正もしくは交換すること。
 - (8) 注意書及び啓発欄の仕様は、別紙2及び別紙3のとおりとする。
 - ア 注意書の表示内容
別紙2の「横浜市〇〇区選挙管理委員会」の〇〇部分を別紙3に従って表示する。
 - イ 啓発欄
別紙2のとおりとする。
 - ウ 罫線寸法、文字色、地色、原稿等（別紙2を参照）
枠線及びポスター掲示区画番号の色は、黒色。枠線の太さは、1.5cmとする。
ただし、注意書と啓発欄間の枠線の太さは、0.4cmとする。
区画番号の寸法は、大番号の縦が約10cm・横が約12cm。
小番号の寸法は、縦が約2.4cm・横が約2.2cmとする。
板の地色は白色。ただし、注意書の地色については、別途指定する。
なお、別紙で示した色はイメージであるため注意すること。
- ※1 啓発欄は、予備区画のため、ポスターを貼っても文字等が透けて見えないように印刷すること。
- ※2 啓発欄に表示する文字・罫線等は、区画内の範囲で最大限の大きさで表示すること。印刷前に色見本（カラー）を提示し、市選管の許可を得ること。
- ※3 注意書及び啓発欄については、校正用として原寸大の原稿（カラー）を提出のこと。校正回数は、最低2回行う。

- (9) 作成枚数は、全体で 14,409 枚（概算）とする。
区別の内訳については、別紙 4を参照のこと。
なお、この枚数は、概数のため確定し次第すみやかに指示する。
- (10) トラックへの積込みの際は、同一番号の区画板の重複接合等のチェックを行うこと。

2 ポスター掲示板の搬入（予定）

- (1) 搬入日は、令和 5 年 3 月 7 日（火）から令和 5 年 3 月 9 日（木）まで。
- (2) 搬入場所は、区選管の指定する市内 18 か所とする。（各区 1 か所）
区域を越えない範囲で変更することがあるが、正式な場所は、契約決定後すみやかに指示する。
なお、搬入場所の予定場所については別紙 5のとおりとする。
- (3) 搬入時には、市選管に担当者が立会い、配送の遅れや、不足等があった場合すみやかに対応すること。

ポスター掲示板は、告示日前までに全件数が所定の位置に設置されていることを要するため、設置業者が指定時刻に引き取ることになっている。

指定日時に搬入できない場合は、告示日前にポスター掲示板が所定の位置に設置する作業に大きな影響を与え、その結果、選挙無効訴訟提起の一因となるおそれがある。

このため、搬入日及び時間は絶対に厳守すること。

- (4) 搬入時には、50 枚ごとに仕切りとなるようなものを入れること。ただし、仕切りはポスター掲示板と混同するようなものにならないよう配慮すること。
また、ポスター掲示板を直接地面に置くことの無いよう一番下に台板を入れること。
- (5) 搬入に際し、ポスター掲示板の破損を防ぐために梱包することは可とするが、搬入時に梱包を解いたうえで区選管に引き渡すものとし、梱包材に関しては責任を持って回収、処分すること。

5 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、市選管の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 搬入終了までの間、不測の事態（不良による破損等）に備え、直ちに対応（交換等）できる体制を確保しておくこと。
- (3) 搬入に際しては、10 枚ごとにクレーン付きのトラックを使用し、オペレーター 1 人と 1 人以上の補助員を配すること。
- (4) 契約決定後に、すみやかに搬入のスケジュール等（積載日、車両タイプ、台数）を文書またはデータで提出すること。
なお、搬入用トラックについては安全な運搬を最優先することとするが、必要最小限の台数とすること。

- (5) 搬入に際し、配車表(車種・登録ナンバー・運転者氏名及び補助者氏名・すぐに連絡のつく運転者及び補助者の連絡先(携帯電話番号等)を記載)を搬入日2日前までに提出すること。
- (6) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。特に、市選管の承諾を得ることなく、第三者に委託することは禁止である。

6 特記事項

搬入後、ポスター掲示板の不良による破損があった場合は、すみやかに交換する必要があるため、選挙終了までの間、交換等の必要が生じた場合、迅速に対応できる体制を確保しておくことを要する。

契約履行着手届出書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
受託者 商号又は名称
氏 名

次のとおり業務に着手するので、横浜市委託契約約款の規定により提出します。

委 託 名	公営ポスター掲示板の作製業務委託
履 行 場 所	市内一円
契 約 年 月 日	
委 託 業 務 着 手 年 月 日	

委託業務完了通知書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
受託者 商号又は名称
氏 名

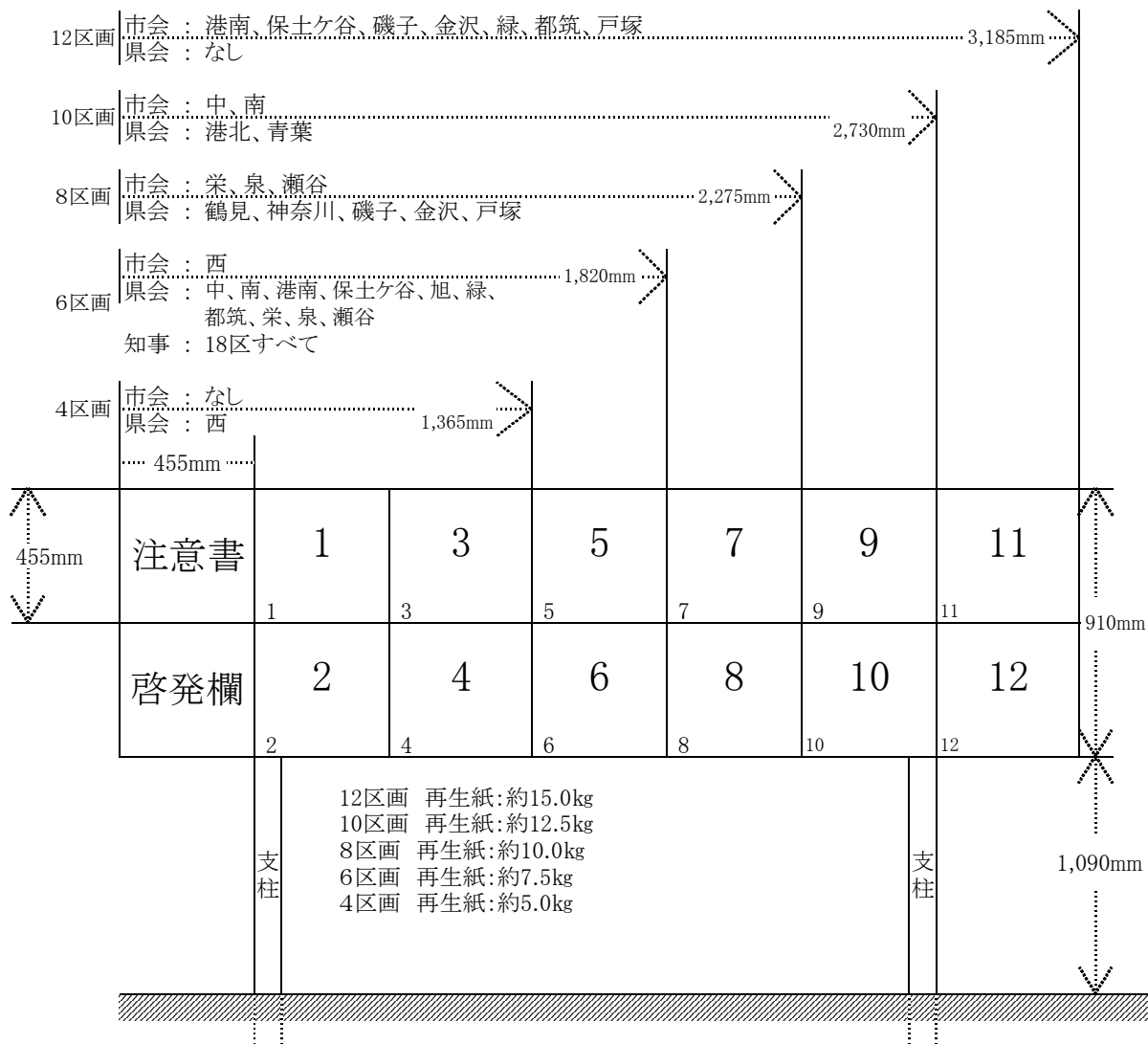
次のとおり委託業務が完了したので、横浜市委託契約約款の規定により通知します。

委 託 名	公営ポスター掲示板の作製業務委託
履 行 場 所	市内一円
履 行 期 限	
完 了 年 月 日	

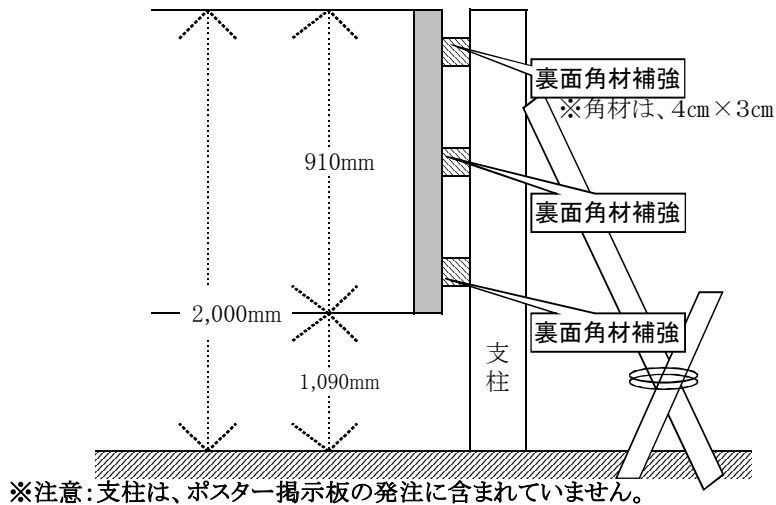
統一地方選挙ポスター掲示板(予定)

別紙1-①

◎2段4区画～12区画(注意書欄及び啓発欄は含まず)



◎2段式側面図



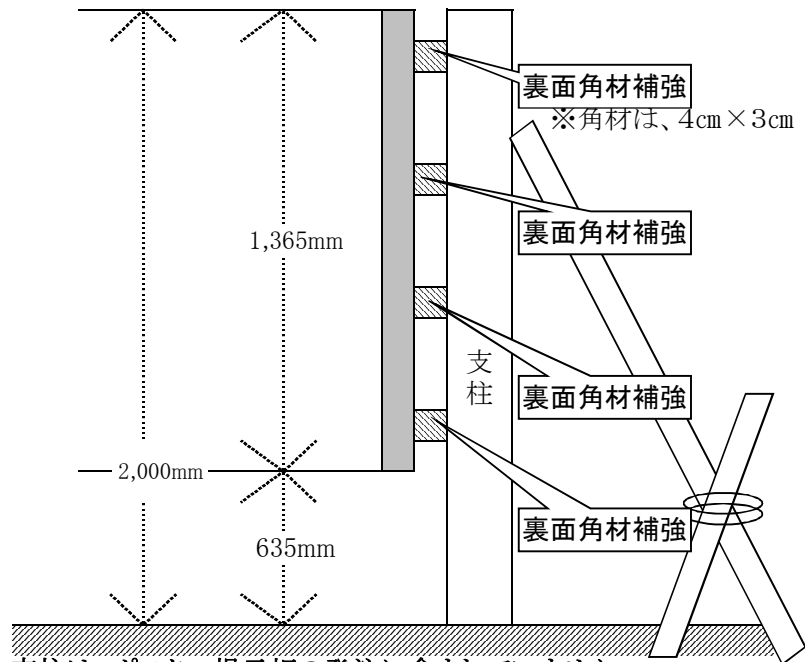
統一地方選挙ポスター掲示板(予定)

別紙1-②

◎3段16区画(注意書欄及び啓発欄は含まず)



◎3段式側面図



※注意：支柱は、ポスター掲示板の発注に含まれていません。

イメージ

神奈川県知事選挙 ポスター掲示場

注意

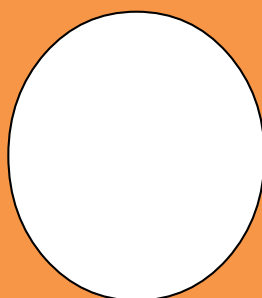
- 1 このポスター掲示場は、神奈川県知事選挙の候補者以外の者は使用できません。
- 2 ポスターは、立候補の届出の順序と同一の番号の区画にはってください。
- 3 掲示場の前に車を置かないでください。
- 4 この掲示場を壊したり、はられているポスターを破ったりすると、法律により処罰されます。（第 投票区一）

横浜市〇〇区選挙管理委員会

投票日



月



日

投票時間 午前7時から

午後8時まで

〇〇のところに、別紙3のとおり、選挙管理委員会名を表示してください。

イメージ

神奈川県議会議員選挙 ポスター掲示場

注意 (横浜市〇〇区選挙区)

- 1 このポスター掲示場は、神奈川県議会議員選挙の候補者以外の者は使用できません。
- 2 ポスターは、立候補の届出の順序と同一の番号の区画にはってください。
- 3 掲示場の前に車を置かないでください。
- 4 この掲示場を壊したり、はられているポスターを破ったりすると、法律により処罰されます。(第 投票区一)

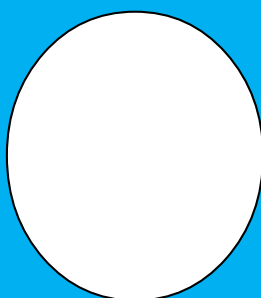
横浜市〇〇区選挙管理委員会

〇〇のところに、別紙3のとおり、選挙管理委員会名を表示してください。

投票日



月



日

投票時間 午前7時から

午後8時まで

〇〇のところに、別紙3のとおり、選挙管理委員会名を表示してください。

イメージ

**横浜市議会議員選挙
ポスター掲示場**

注意 (横浜市〇〇区選挙区)

- 1 このポスター掲示場は、横浜市議会議員選挙の候補者以外の者は使用できません。
- 2 ポスターは、立候補の届出の順序と同一の番号の区画にはってください。
- 3 掲示場の前に車を置かないでください。
- 4 この掲示場を壊したり、はられているポスターを破ったりすると、法律により処罰されます。(第 投票区一)

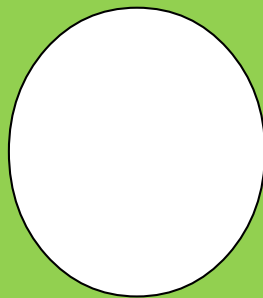
横浜市〇〇区選挙管理委員会

〇〇のところに、別紙3のとおり、選挙管理委員会名を表示してください。

投票日



月



日

投票時間 午前7時から

午後8時まで

〇〇のところに、別紙3のとおり、選挙管理委員会名を表示してください。

選挙管理委員会名
鶴見区
神奈川区
西区
中区
南区
港南区
保土ヶ谷区
旭区
磯子区
金沢区
港北区
緑区
青葉区
都筑区
戸塚区
栄区
泉区
瀬谷区

種別	知事			県議会						市議会							合計	
	段数 区画数	2段式 6区画	予備	小計	2段式				予備	小計	2段式				3段式 16区画	予備		小計
					4区画	6区画	8区画	10区画			4区画	6区画	8区画	10区画				
鶴見区	333	5	338			333		5	338						333	5	338	1,014
神奈川区	304	5	309			304		5	309						304	5	309	927
西区	159	5	164	159				5	164		159					5	164	492
中区	212	5	217		212			5	217				212			5	217	651
南区	242	5	247		242			5	247				242			5	247	741
港南区	296	5	301		296			5	301					296		5	301	903
保土ヶ谷区	302	5	307		302			5	307					302		5	307	921
旭区	320	5	325		320			5	325					320		5	325	975
磯子区	260	5	265			260		5	265					260		5	265	795
金沢区	267	5	272			267		5	272					267		5	272	816
港北区	347	5	352				347	5	352						347	5	352	1,056
緑区	193	5	198		193			5	198					193		5	198	594
青葉区	329	5	334				329	5	334						329	5	334	1,002
都筑区	238	5	243		238			5	243					238		5	243	729
戸塚区	324	5	329			324		5	329					324		5	329	987
栄区	200	5	205		200			5	205			200				5	205	615
泉区	206	5	211		206			5	211			206				5	211	633
瀬谷区	181	5	186		181			5	186			181				5	186	558
合計	4,713	90	4,803	159	2,390	1,488	676	90	4,803	0	159	587	454	1,880	1,633	90	4,803	14,409

■ 区画別箇所数等一覧

区画	箇所数	予備	必要枚数
2段 4区画	159	5	164
2段 6区画	7,262	145	7,407
2段 8区画	2,075	40	2,115
2段 10区画	1,130	20	1,150
2段 12区画	1,880	35	1,915
3段 16区画	1,633	25	1,658
合計	14,139	270	14,409

ポスター掲示板搬入日時及び場所（予定）

	搬入日時	立会担当者	所在地(案内図は別途渡し)	11トン車の可否	特記事項
	搬出日時	連絡先	搬出入場所		
鶴見区			鶴見区末広町1-15-2	×	搬入・搬出時間より前に到着した場合は敷地外で待機するようにしてください。
			横浜市高齢者保養研修施設 ふれーゆ		
神奈川区			神奈川区千若町3丁目1-43	○	
			資源循環局 神奈川事務所		
西区			横浜市西区西平沼町4-14、15	×	
			西土木事務所資材置場（西平沼町）		
中区			中区小港町2丁目付近	×	
			中土木事務所 小港資材置場		
南区			横浜市南区高根町3丁目17番地	×	
			南土木事務所資材置場		
港南区			港南区日野五丁目22番	×	17号を戸塚方面から鎌倉街道へ向かい、資材置き場に入庫してください。
			港南土木事務所資材置場		
保土ヶ谷区			保土ヶ谷区峰沢町386	×	搬入場所は、第三京浜道路の高架下です。
			横浜貨物自動車運送事業協同組合 駐車場		
旭区			旭区上白根町1306-14	○	車高制限10.0m
			ひかりが丘小学校コミュニティハウス		
磯子区			磯子区磯子二丁目29番19号	×	
			環境創造局磯子ポンプ場		
金沢区			横浜市金沢区幸浦2丁目7-1	×	クレーン付きの車両で搬入出してください。車高制限4.6m。
			資源循環局 金沢工場		
港北区			港北区篠原町1065番地	○	大貨・大特車両は通行不可。
			高見ガラス建築前空き地		
緑区			緑区鴨居一丁目14番	×	JR横浜線鴨居駅東側の踏切を渡ります。
			鴨池大橋下資材置き場		
青葉区			横浜市青葉区寺家町248番地	×	
			横浜青葉土木事務所資材置場		
都筑区			都筑区茅ヶ崎中央32-1	×	
			都筑区役所消防署側駐車場		
戸塚区			戸塚区下倉田町296	×	
			戸塚土木事務所資材置場 (栄第二水再生センター脇)		
栄区			栄区桂町303-19	×	
			栄区庁舎駐車場		
泉区			和泉中央北五丁目1番1号	×	車高制限3.2m厳守。 搬入出場所は区役所と公会堂の間。搬出の際、パレット等が必要な場合は、搬入時に持ってくること。
			泉区役所 公用駐車場		
瀬谷区			横浜市瀬谷区三ツ境153-7	×	搬入出場所が瀬谷区役所から離れている場所なので、到着20分前に連絡をお願いします。（連絡後、現地に向かいます）
			瀬谷土木事務所		